

## 宮城県における環境影響評価条例等の見直しに係る対応

※ 以下，平成 24 年 8 月 30 日に開催された環境審議会における配付資料

資料 1 - 2

環境影響評価条例等の見直しに対する意見と  
提出された意見を踏まえた対応方針案

## 1 県民意見募集手続（パブリックコメント）の結果

（実施期間：7月10日から8月9日まで）

意見提出なし

## 2 市町村意見照会の結果

（実施期間：7月11日から8月3日まで）

意見提出なし

## 3 学識経験者の意見

該当項目	意見の概要	県の考え方（対応方針案）
方法書作成前手続（計画段階環境配慮書）の新設	<p>事業の事実上の実施段階前に住民や知事の意見が反映されるため，方法書とは切り分け，配慮書として別立てした形とすべきである。</p> <p>民間事業と公共事業を分けて取り扱うべきである。</p> <p>■ 民間事業：事業計画の立案段階において位置・規模等の複数案を設定し，表に出すのは難しいので，対応方針(案)のとおりが良い。</p> <p>■ 公共事業：環境影響評価法と同様に，方法書とは別立てとした方が行政の説明責任上有効であり，スキームとしてクリアである。</p>	<p>現段階では，配慮書手続は設定しない。</p> <p>(1) 条例の対象となる事業は，公共事業は法で配慮書手続が義務付けられていない法第2種事業規模以下の事業，あるいは法の対象事業となっていない民間主体の事業を条例の対象としていることから，現段階では配慮書手続段階の新設及び義務化は行わない。</p> <p>(2) 本県では，平成19年度の規則改正において，方法書の中に事業の背景・経緯・必要性を明らかにする規定を既に設けていることから，技術指針の改正により当該規定の中に計画段階配慮事項を盛り込んだ上で，当面の間はこの規定を活かし，方法書と一体的な審査を行うことで対応する。</p> <p>(3) なお，今後，法律での運用状況や事例の蓄積を踏まえ，改めて検証し，必要に応じて見直しを行うこととする。</p>

風力発電所の設置又は変更事業の条例対象化	法対象となる 7,500kW よりも小さい規模から条例対象とすべきである。	条例の対象事業として設定する。 対象規模要件については、法対象規模よりも小さいものから対象とする。 具体的な規模要件については、他県の状況や実際の設置状況等を踏まえて設定することとする。
	事業地が山の上になる場合など、景観への影響が相当大きくなる場合については、1基から条例の対象とすべきである。	

#### 4 その他、意見がなかった事項についての対応案

該当項目	意見の概要	県の考え方（対応方針案）
政令で定める市から事業者への直接の意見提出の新設	なし	当初の案どおり、知事が意見を述べる場合については技術審査会の意見を聴くことを追加規定する。
方法書説明会の新設	なし	当初の案どおり、条例手続に追加規定する。
方法書要約書の送付		
電子縦覧の新設		
法に基づく配慮書に対する知事意見形成時の手続	なし	当初の案どおり、技術審査会に意見を聴くことを追加規定する。
環境保全措置等の公表の義務化	なし	条例対象事業における事後調査手続については、既に規定されているため、当初の案どおり、条例等の改正は行わない。